乳幼児・障がい者など対象
医療費を助成

市は、医療保険加入者で、所得が制限額内（表１）の乳幼児や障がい者などに医療費（保険診療分）の自己負担額の一部を助成します。対象者の一部負担金は表２の通り。

【対象】▽乳幼児等＝小学３年生以下▽こども＝小学４年～中学生▽障害者（児）＝身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級の人（後期高齢者医療制度の被保険者除く）▽高齢障害者＝後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級の人▽母子家庭等＝18歳までの子を養育する配偶者のいない母か父とその子、両親のいない18歳までの人▽高齢期移行＝65～69歳。

申健康保険証と印鑑、障害者（児）・高齢障害者は身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参。高齢期移行の要介護２以上で区分Ⅱに該当する人は、要介護認定結果通知書か介護保険被保険者証を持参。

１月２日以降に転入した人は、１月１日現在、住所地の市区町村で交付される令和２年度課税証明書を持って直接、市役所１階の後期医療福祉課（☎784・８０４１）へ。

◆私立幼稚園給食費を一部補助　市は、私学助成幼稚園等に在園する施設等利用給付認定を受ける子どもの給食費の一部を次の通り補助します。

【対象者】▽市民税所得割合算額が７万７千101円未満の世帯の子ども▽小学３年生以下を基準とした第３子以降【補助期間】▽前期４～９月▽後期10月～来年３月【補助対象】副食費（おかずなどの費用）【補助上限額】４千500円に在籍月数（各期最大６カ月）を乗じた額。

申通園している各園で配布する申請書に必要事項を書いて、７月17日までに各園へ。問い合わせは市教委教育保育課☎784・８０３５。

表１．所得制限額表

医療費助成制度	所得判定対象者		
乳幼児等（※１）	保護者		世帯の市町村民税所得割額（合計額）23万5000円未満（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除前）※２
こども			
障害者（児）高齢障害者	本人・配偶者・扶養義務者		
母子家庭等	本人か養育者		年額49万円（※３）。ただし、市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下の人は児童扶養手当一部支給基準内であれば対象
高齢期移行（誕生日が昭和27年６月30日以前の人は、区分Ⅱの要件【要介護２】は必要ありません。）	区分：Ⅰ	本人と世帯全員	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得なし（年金収入80万円以下かつ所得なし）
	区分：Ⅱ		市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護２以上

※１…０歳児は所得制限なし
※２…平成30年度から政令指定都市の市民税の税率は８％ですが、変更前の６％で算定された市民税所得割額で判定します
※３…児童扶養手当全部支給基準:扶養親族が０人の場合（１人増えるごとに38万円を加算）。所得制限額は、各所得の合計額から雑損控除・医療費控除・社会保険料控除（定額８万円）・配偶者特別控除・小規模企業共済等掛金控除などの合計額を控除した額です

表２．一部負担金表

医療費助成制度	年齢	負担区分	外来	入院
乳幼児等・こども	０歳～６歳児		負担なし	負担なし
	小・中学生	一般	２割負担で１日800円（月２日まで）	
		低所得者（※４）	２割負担で１日600円（月２日まで）	
障害者（児）（※５）・高齢障害者		一般	600円（月２日まで）	１割負担 月2400円まで
		低所得者（※４）	400円（月２日まで）	１割負担 月1600円まで
母子家庭等		一般	800円（月２日まで）	１割負担 月3200円まで
		低所得者（※４）	400円（月２日まで）	１割負担 月1600円まで

※４…低所得者とは、受給者と同世帯に属するものの全員が市町村民税非課税で、かつ、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の人
※５…70～74歳の障害者医療費の受給者は、医療機関窓口で被保険者証と７月から交付する「障害者医療費受給者証」と「高齢受給者証」を提示すると上記一部負担金で受診ができます

医療費助成制度	年齢	負担区分	福祉医療での一部負担金（月額） 外来（個人ごと）	
高齢期移行	65～69歳	区分Ⅱ（２割）	１万2000円	３万5400円
		区分Ⅰ（２割）	8000円	１万5000円

令和元年分確定申告の申告期限延長により、福祉医療費助成制度の令和２年度更新後に資格情報や負担区分が変更になる場合があります。税情報の変更に該当する人は問い合わせてください。

市同性パートナーシップ宣誓制度始めました

市は、ＬＧＢＴなど、「性的マイノリティ」である市民の人たちに寄り添いたいとの思いから、「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」を５月15日より始めました（本紙**４面**参照）。

近年、性の多様性について、徐々に社会的な認識が進んできましたが、性的指向や性自認の点で少数派である性的マイノリティの人たちは、現在においても、社会のさまざまな場面で生きづらさを感じておられます。

そこで、本市ではこれまでに支援の一環として「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設するとともに、広く市民啓発に取り組んできました。

そして、これをさらに一歩前に進めるべく、性的マイノリティの人たちが安心して地域社会で暮らせること、性の多様性に関する皆さんの理解が一層広がることを目指して、このたび、同制度を導入したものです。

制度開始日である５月15日は、国連が定めた「国際家族デー」で、家族の認識を高めることが世界中で大切にされている日です。家族のかたちはさまざまで、それぞれに幸せのかたちがあって良いという思いから、この日に合わせ、開始しました。

同制度は、同性カップルが互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、市が二人の関係を公認する制度です。宣誓された人には、市が発行する受領証カードをお渡しします。

現在我が国では、法律上、同性間の婚姻は認められておらず、このカードに法的効力はありませんが、伊丹市として法的に許される限り、家族として尊重し、社会全体の理解を進めていこうとするものです。当事者の人たちの心理的負担の軽減にもつながればと思います。

私は、すべての市民のみなさんが、誰一人取り残されることなく、自分らしく安心して暮らしていただける伊丹のまちを、次世代に引き継いでいきたいと強く願っています。市民のみなさんの理解と協力をお願いします。

（市長　藤原保幸）

会計年度任用職員
保健師などを募集

市は、会計年度任用職員各１人を次の通り募集します。

【①保健師・看護師・助産師】▽内容＝検診など母子保健事務▽応募資格＝保健師か看護師、助産師資格を持ち基本的なパソコン操作ができる人▽勤務日数＝週５日、37時間半▽報酬月額＝20万５千円～21万１千円▽任用期間＝７月16日～来年３月31日。

【②公園維持管理指導員】▽内容＝昆陽池公園維持管理作業における障がい者の就労支援▽応募資格＝社会福祉士・社会福祉主事・介護福祉士いずれかの資格を持つか福祉事務所や障害者施設などで就労支援業務経験がある人▽勤務日数＝週５日、30時間▽報酬月額＝13万３千100円▽任用期間＝７月１日～来年３月31日。

申①市販の履歴書②市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、直接か郵送で〒664・８５０３伊丹市役所人事課（☎784・８０１６）へ。随時面接。募集人数に達し次第終了。

◆児童くらぶ（学童保育）指導員を募集　市教委は、児童くらぶ指導員（週30時間勤務）を募集します。

応募資格は、幼稚園、小・中学・高校・養護教諭の教員免許か保育士資格、社会福祉資格を持つ人。

【勤務】▽月・水・金曜の午後１～５時15分▽火・木曜の午前９時45分～午後５時15分▽学校長期休業日・土曜（４週に１回）の午前８時25分～午後５時15分

【報酬】月給15万８千300円。

申市役所５階の職員課にある登録用紙と事前作文（市ホームページからダウンロード可）を書いて、直接か郵送で〒664・８５０３伊丹市役所教育委員会事務局職員課（☎784・８０８４）へ。

◎児童くらぶ夏休み指導員　応募資格は次のいずれかに該当する人。

▽幼稚園、小・中学・高校・養護教諭・栄養教諭の教員免許か保育士資格、社会福祉士資格を持つ▽高卒以上で２年以上児童福祉事業に従事か放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事▽大学か大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科かこれらに相当する課程を修め卒業▽放課後児童健全育成事業に５年以上従事▽大学などで教職課程か保育士養成課程に在籍し資格取得予定の学生。

【勤務】月～土曜の午前８時10分～午後５時（半日勤務可）

【報酬】時給912円。

申市販の履歴書に必要事項を書き、資格証明書などの写しを添えて、直接か郵送で〒664・８５０３伊丹市役所子育て支援課（☎784・８０７９）へ。

熱中症に注意

日中の日差しが強くなり、気温が急激に上昇する季節は熱中症になる危険性が高くなります。

熱中症の症状は、めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、こむら返り、気分が悪い、頭痛など。重症になると呼びかけに反応しない、意識消失、けいれん、体が熱いなどです。

日ごろから体調を管理し、次のことに気を付け熱中症を予防しましょう。

【こまめに水分補給】喉の渇きを感じていなくても、水や茶などでこまめに水分補給し、大量に汗をかいた時は塩分も摂取を。

【暑さを避ける】麻や綿など通気性の良い吸湿性・速乾性のある衣服を着用。冷却グッズで体を冷やす。屋内ではエアコンで温度調節を。

【マスク着用時の注意】熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、屋外で人との距離が２ｍ以上確保できる場合はマスクを外す。また強い負荷の作業や運動は避ける。

熱中症の疑いがある場合は、日陰や涼しい室内で、衣服を緩めて体を冷やし、経口補水液などで水分を補給しましょう。症状が改善しないときは早期に医師の診察を受け、重症の場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

市保健センター☎784－8034

7月は強調月間
社会を明るくする運動

７月は、社会を明るくする運動の強調月間です。犯罪や非行の防止などについて理解を深め、安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

【啓発イラスト展示会】６月30日～７月28日の午前９時～午後９時（６月30日㈫は正午から、７月28日㈫は正午まで）、総合教育センターで。

問市地域・高年福祉課☎784・８０９９。

◆はじめてのＣＡＰ（キャップ）ワークショップを開催　８月２日㈰午後２時、男女共同参画センターここいろで。

子どもに自分の大切さを教え、自分自身を暴力から守るための人権教育プログラムです。内容などは次の通り。

【子ども編】▽内容＝暴力から自分で身を守る方法について学ぶ▽対象・定員＝小学１・２年生15人。

【大人編】▽内容＝いじめ、虐待などの問題について子どもを援助するときに役立つ技術や対応について学ぶ▽定員＝保護者など20人。

一時保育あり（１歳～就学前６人。１人300円。要予約）。

申７月１日から男女共同参画センターここいろ☎781・５５１６へ。